

湯河原町新生児への臨時特別給付金のお知らせ

湯河原町では、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降に出生した新生児を育てる家庭の経済的支援をするため、臨時給付金を支給いたします。

対象者

以下の2つの要件を満たしていること

- ①令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した新生児で、その出生により湯河原町の住民基本台帳に記載されている人
- ②新生児の母が令和2年4月27日（特別定額給付金の基準日）から申請日まで引き続き湯河原町の住民基本台帳に記載されている人

受給資格者

支給対象児の母又は父

支給額

支給対象児1人につき10万円

申請方法

こども支援課に以下の書類を提出してください。（郵送可）

- ①湯河原町新生児への臨時特別給付金支給申請書
- ②申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ③振込先金融機関の通帳（キャッシュカード）の写し

申請期間

令和2年10月1日（木）から令和3年4月30日（金）

支給方法

指定された口座に振り込み

問い合わせ

こども支援課児童福祉係

〒259-0392 湯河原町中央2-2-1

Tel.0465-63-2111 内線 331・332